

# 2025 年度

## TACビジネス実務法務検定試験<sup>®</sup>講座

### ビジネス実務法務検定試験<sup>®</sup>1級

(東京商工会議所認可済)

### 論文アプローチ講義テキスト

#### ●講義進度

- 第1回 P. 1～P. 23
- 第2回 P. 24～P. 40
- 第3回 P. 41～P. 51
- 第4回 P. 53～P. 63
- 第5回 P. 64～P. 79

※講義進行状況により上記学習範囲は多少前後する場合がございます。

**TAC**

# 第 1 編 基礎編

# 第1章 1級の答案の作成方法

## ◇ 2025年2月現在で公表されている試験要綱

1級・2級・3級の範囲に該当する法律および関連法令から出題される。

この点、3級の出題範囲は、「3級公式テキストの基礎知識と、それを理解した上での応用力が問われる。」とされており、2級の出題範囲は、「3級の範囲および2級公式テキストの基礎知識と、それを理解した上での応用力が問われる。」とされている。

従って、1級の出題範囲は、「3級・2級の公式テキストの基礎知識とそれを理解した上での応用力が問われる。」ということになる。

### 1. 出題形式と試験時間

1級の出題形式は、C B T方式(テストセンターでのPCで行う試験での論述問題)の試験で、定められた試験日時(2025年度は12月7日)での全国共通の統一の論述試験である。

試験時間は、「共通問題×2問－午前中90分・選択問題4問中2問選択－午後90分」となっている。

### 2. 合格ライン

共通問題・選択問題の200点を満点とし、各問題ごとに50%以上でかつ合計点が140点をもって合格とする。

### 3. 出題範囲

#### ①共通問題(2問必須)

民法および商法・会社法を中心に、できるだけ全業種に共通して発生することが考えられる法律実務問題を出題するとされている。

#### ②選択問題(4問中2問選択)

特定の業種に関連する一定の法律をクローズアップして出題するとされている。法務実務の担当者が遭遇するであろうさまざまな場面を想定して出題される。

具体的には、以下の事例などにより実務対応能力を試験するものとされている。

(a) 取引上のトラブルを処理

- ・ 直接、取引の相手方との法的処理方法の検討
- ・ 株式会社の仕組み
- ・ 他部門(営業部門・購買部門など)の担当者からの相談案件についての処理など

(b) 取引関係に立たない第三者とのトラブルを処理

- ・ 自社施設内での事故・交通事故・エンドユーザーの事故処理方法の検討
- ・ 不動産・知的財産権等の権利保全ないし権利を侵害するものとして責任追及された場合の法的処理方法の検討など

(c) 法務関係の上司や弁護士などの専門家に法的トラブルの顛末・処理方法を報告

- ・ 一定の雑多な事実関係を法的に過不足のない形で整理した上で、法的実務処理の選択およびその理由、想定される相手からの反論およびそれに対する再反論を検討および、業務報告書の作成など

(d) 予防法務的観点からトラブルになりそうな問題に対応

- ・ 合併による組織変更や持ち株組織の形成、企業間競争を促進する独禁法の弾力的運用など最近の企業環境の変化に対し、法的問題点を発見
- ・ 追加関連情報を収集
- ・ 関係者への状況・対応方法などの指示・報告
- ・ 行政(監督機関など)への対応

## ◇ 実戦的な答案の作成方法

### 1. 六法について

試験会場に市販の六法（書籍のみ：電子版は不可）を持ち込むことは認められている。また、持ち込み可能な六法の複数使用は認められている。

但し、① 判例付き六法は禁止。

② 書き込みのある六法は禁止。もっとも、ボールペンやラインマーカーなどでのアンダーラインは書き込みには含まれない。

#### (1) 普段の学習の際に使用する六法

1級の試験では、法的根拠も問われる。法的根拠は各法律の条文にある。従って、ビジ法1級の試験だけでなく、法律関係の記述式試験では、条文の内容の指摘、条文の解釈などが重要であり、そこでの学習は、条文に始まり、条文に終わると言っても過言ではない。そのため、普段の学習においては、常に条文を引くことを心掛けなければならない。

このことからすれば、コンパクト系の六法（有斐閣のポケット六法、三省堂のデイリー六法など）が最適であるといえる。基本的にはいずれの出版社のものでもかまわないが、最新版（令和7年版）の六法を使用すべきである。

#### (2) タグを貼る

1級の試験では、各種の法律が出題される。そこで、学習効率を高めるために使用頻度の高い法律にはタグを貼ると便利である。

以下、タグを貼るべき法律名を記載する。

- ・民法
- ・会社法
- ・商法
- ・借地借家法
- ・動産債権譲渡特例法

- ・失火責任法
  - ・製造物責任法
  - ・自賠法
  - ・民事訴訟法
  - ・民事執行法
  - ・民事保全法
  - ・破産法
  - ・民事再生法
  - ・独占禁止法
  - ・下請代金支払遅延等防止法
  - ・不正競争防止法
  - ・消費者契約法
  - ・電子消費者契約法
  - ・割賦販売法
  - ・特定商取引法
  - ・景品表示法
  - ・個人情報保護法
  - ・特許法
  - ・著作権法
  - ・商標法
- など

### (3) 試験会場に持ち込むべき六法

試験会場に持ち込む六法についても、基本的には、通常使用する六法で十分である。

- ① そもそも本試験で六法を引くのは、基本的に条文番号を確認するためである。本試験においては、条文番号の確認以外で六法を読み込まなければならない状態に陥ると、時間的な問題からも合格点(35点)を取る答案を仕上げることはかなり困難になる。

② 民法・会社法・商法等の特に重要な法律の特に重要な条文番号以外は、条文番号が抜けただけでは、致命的な減点とはならず、得点に大きく影響することはないようである。

すなわち、条文については、民法、商法、会社法などの基本法律については、原則として指摘すべきである（ex. 民法415条、会社法362条4項1号など）。

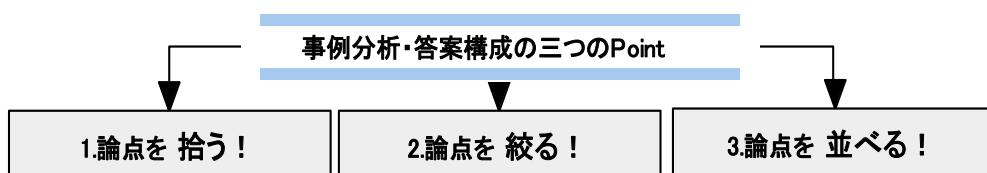
また、問題によっては、条文番号を指摘するよう指示されている場合もある。従って、上記の主な法律以外の法律についても、できる限り指摘できるようにしておくことが望ましい。

要するに、六法については、試験会場で六法が使用できるということよりも、試験までの学習において、必ず六法で条文内容をチェックして、ポイントにアンダーラインを引く等をすることにより、条文の内容を記述できるようにすることが重要であり、逆に、日頃の学習においてその作業をしておけば、おおよその条文番号は自然と身についてくるので、条文番号を覚えようと躍起になる必要はない。

③ 自分が使用している六法に記載されていない法律が出題されるのがどうしても不安であるという人は、精神的な安定のため、通常使用する六法以外に、各社の判例の付いていない中大型の六法や判例の付いていない知財法文集を持ち込むことも一つの方法である。

## 2. 答案構成

実際の答案作成については、いきなり答案を作成し始めてはいけない。きちんと事例分析・答案構成をしてから作成し始めるべきである。



(1) まず、問題文を事例分析し、論点を発見することが必要である。

① 論点とは本来は、学説の対立点(論争点)を意味する。例えば、条文の文言の解釈について、争いがあり、判例(裁判所の解釈)、通説(支配的な学説)、多数説(多数の学者が支持する学説)、有力説(近時に支持を集めてきた有力な学説)などの対立がある場合である。1級の試験では、この点については、学説上の対立点に深入りはせず、原則として、判例に従い整理することが重要である。

ただ、1級の試験では、上記の本来の論点が出題されることはそれほど多くなく、①実務的な知識、②基本的な制度の内容や制度趣旨等が問われることが多いので、これらの知識についても論点として考えておけばよい。

- ② 事例分析については、必ず問題文を図式化し、事例の取り違い等のミスを無くすようにする。図については、自分がわかりやすい図を作成する。講師の使う図に合わせる必要は全くない。この点、C B T方式の試験に変更された現在でも下書き用紙は配布される(終了後に回収されるが)。
- ③ また、論点の発見に当たっては、できる限り広く、関係する法律について考える必要があるし、同一の法律についても、できる限り多くの規定について考える必要がある。

(2) 次に、事例分析によって発見した論点を、問題の出題意図に照らして、本問の解答につき重要な否かを検討する。つまり、論点を絞る作業が必要である。

- ① 論点を絞る際の視点は、問題の出題意図をきちんと把握することである。出題意図と関係のないことを論じても、点数は付かないし、場合によっては、減点対象となりかねない。また、出題意図と関係のない仮定を入れて解答をしても点数は付かない。従って、問題文の事例をきちんと分析し、出題意図を正確につかんでいることが、非常に重要である。
- ② 実際に、たくさんの論点を発見しても、時間内に仕上げることができなければ意味はない。時間内に仕上げることができないと判断した場合には、各論点の重要度を判定し、重要度の低い論点については、極めて簡潔な論述にしたり、場合によっては、思い切ってカットする勇気を持つことが必要である。

(3) さらに、論点を絞っても、複数の論点が残るのが通常であるので、各論点を論ずる順番を考える必要がある。

(4) 以上の点についての時間配分のモデルは以下のようになる。



※ これは標準的なものであって、問題の難易度によってある程度時間の増減を行ってよい。しかし、事例分析・答案構成の時間はどんなに簡単な問題についても最低10分は行う。

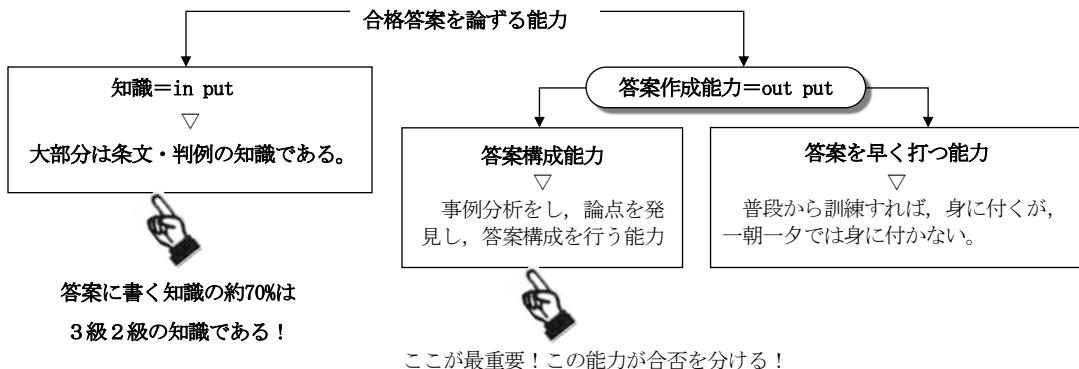
### 3. 略字・略称について

- ① 略字は使用しないようにする。
- ② 法律名については、公式テキスト(3級～1級)で使われている略称を使用しても、特に減点はない。

#### □ 具体例

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」⇒「独占禁止法」

### ◇ 実戦的な答案の論じ方



このように、最重要能力は答案構成能力であるが、この能力を身に付ける前提として、論点の知識を身につけなければならない。

### 1. 論点の論証の仕方

#### (1) 論点の論証の重要性

答案の大部分は論点の論証である。従って、論点の論証ができない限り、合格はありえないということになる。

では、論点はどのように論じるべきか？

## (2) 論点の論証の手順

法律の論文試験では、通常、「1. 事例分析・問題提起→2. 規範定立→3. あてはめ」という手順で、論点を処理していく。

論点とは、前述したように、条文解釈などに争いがある点を意味するのが通常である。ただ、1級の試験では、このような論点自体が問われることもあるが、多くの問題は、当該問題を解答するのに必要な条文は何か自体が問われている。従って、1級の試験では、以下のことを意識して答案を作成することを心がけるべきである。

### I 条文指摘問題

事例分析・問題提起⇒ 条文の内容(要件)⇒ 問題文の事実⇒ あてはめ・結論

### II 論点問題

条文の内容(要件)⇒ 条文の内容(要件)の解釈⇒ 問題文の事実⇒ あてはめ・結論

↓

事例分析・問題提起⇒ 自説+理由(規範定立)

↓

判例の立場からの論述

#### ◇ 事例分析・問題提起

⇒ 問題文の事例を要約し、当該論点が発生することを示し、当該論点がなぜ問題となるかを指摘する。但し、場合によっては、問題提起は省略してもいい。

#### ◇ 規範定立(自説+理由)

⇒ 条文の解釈が必要な場合には、それについての自説と理由が必要であるが、理由は指摘できれば加点事由(アドバンテージ)となると考えてよい。自説(判例の見解)をしっかり論じるのがポイントである。

#### ◇ あてはめ・結論

⇒ 自説(定立した規範)にあてはめる。その上で、問題文に対応した結論をきちんとまとめる！

### (3) 具体例

#### Practice

X会社のセールスマネージャーであるYは、X会社の自動車で、勤務終了後帰宅途中に、前方不注意により、Aと接触事故を起こしてしまった。Aは治療費等の損害について、X会社に対して民法715条に基づいて損害賠償を請求できるか。

#### 【解説】

以下の解答例の

1. の部分は**事例分析**である。
2. の部分の第一段落が、**問題提起**である。
2. の部分の第二段落が、**規範定立**である。
3. の部分が**あてはめ**である。
4. の部分が**問題文に対応した結論**である。

#### 【解答例】

1. 本件では使用者責任(民法715条)の成否が問われている。この点、ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う(民法715条)。従って、使用者責任が認められるためには、①被用者が不法行為責任が認められること、②使用者・被用者間の指揮監督関係が存在していること、③被用者の侵害行為が使用者の事業の執行についてなされたことが必要である。

Aには治療費等の損害が発生しており、接触事故と損害との間に相当因果関係も認められ、Yはよそ見運転をしていたので、過失も認められる。従って、Yには不法行為責任が成立する(民法709条)、上記要件①は満たす。また、YはX社の従業員であることから、上記②の要件も満たす。

2. 問題は要件③を満たすか、すなわち、Yが勤務時間終了後帰宅中に本件接触事故を起こしたことが、「事業の執行について」にあたるかである。

この点、民法715条の「事業の執行について」とは、当該行為の外形から見て、被用者の職務の範囲内の行為に属するものと見られる場合をいうと解する(判例に同旨)。

3. 本件事故は、YがX社の自動車を運転中に起こしたものであることから、当該行為の外形から見て、Yの職務の範囲内の行為に属するものと見られる。従って、民法715条の③の要件も満たす。

4. 以上より、Aは治療費等の損害について、X社に対して民法715条に基づいて損害賠償を請求できる。

### 2. 合格答案のイメージ

上記が、論点の論証の基本形であるが、実際の問題では**条文の内容(要件)**を指摘して、それにあてはめることが求められる問題が多い。**条文の内容(要件)**の解釈も重要だが、より重要なのは、その出発点となる**条文の内容(要件)**を論ずることである。

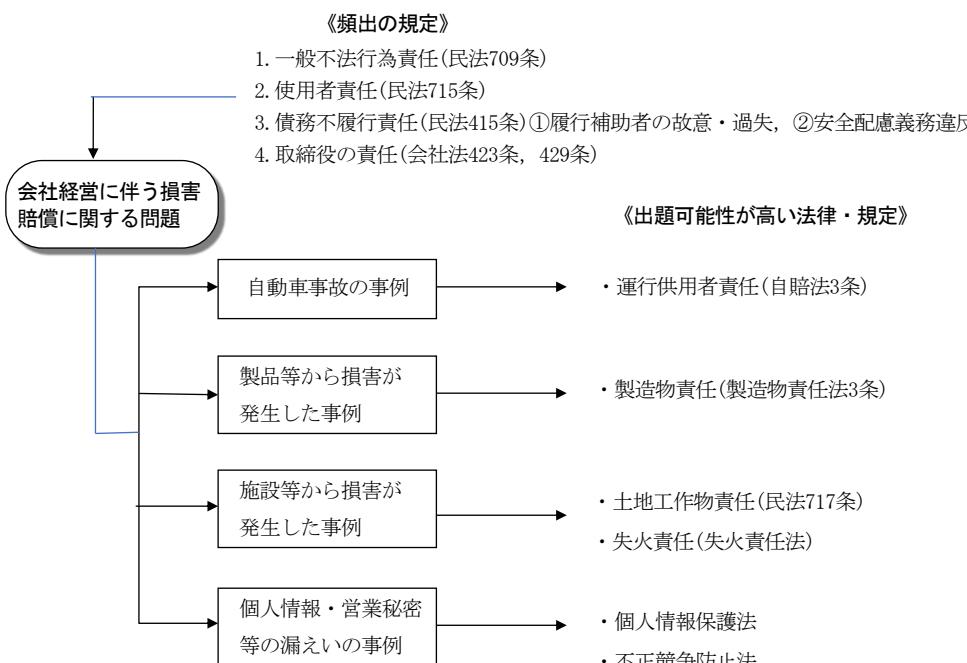
## 第2章 出題分析とアプローチ講義の狙い

企業事故の問題(広く会社経営に伴う損害賠償に関する問題)は、何らかの形で出題される可能性が高い。そこで、アプローチ講義では、企業事故に関する基本的事例を学習しながら、1級の本試験問題のレベルを体感して頂くと同時にその他の3・2級の基礎知識を確認することを目的としている。

### ◇ 企業事故の類型と注意すべき民法・特別法の規定

実践的観点から、本試験に出題された企業事故の問題を類型化し、出題可能性の高い規定・論点を整理すると以下のとおりになる。

#### 損害の発生原因からの分析



もっとも、複合的な問題も多く出題されている。



## 第2編 実戦編

## 例題 1

### ☆ 重要度A 関連問題-第46回共通問題第1問等多數

Xは自己所有の自動車を運転中、よそ見をしていて、道路付近を通行中のAに接触してしまいAは負傷した。以上の事例を前提に以下の設問に答えなさい。

#### 設問

Xは、民事上いかなる責任を負うか。なお、Aの損害としては4万円の治療費以外のものは考えなくてよいものとする。



#### 解答上の注意点

1. 不法行為のあてはめの論証のポイントは、①故意・過失の認定、②損害の認定、③相当因果関係の認定である。
2. 自動車事故であるので、運行供用者責任についても、忘れず指摘することが必要である。

#### 【解答例】

1. 一般不法行為の要件として、①損害が発生していること、②加害行為と損害との間に相当因果関係があること、③加害者の故意または過失による行為であること、④加害行為が違法であること、⑤加害者に責任能力があることを満たす必要がある(民法709条)。

本問では、Aに治療費4万円の損害が発生し、接触事故と損害との間の相当因果関係も認められる。また、Xはよそ見運転をしていたので、過失も認められる。従って、Xは不法行為に基づいて損害賠償責任を負う。

2. 本問の自動車事故は人身事故であるので、自賠法の適用がある。そして、Xが運転していた自動車はXの所有であるので、Xは運行供用者に該当し、①自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、②被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと、③自動車に構造上の欠陥または機能上の障害がなかったことの3つの要件をすべて証明しなければ損害賠償責任を免れない(自賠法3条)。

## 【解説】

### ◇ 常に暗記しておくべき解法のテクニック

#### 1. 法的根拠を考える。

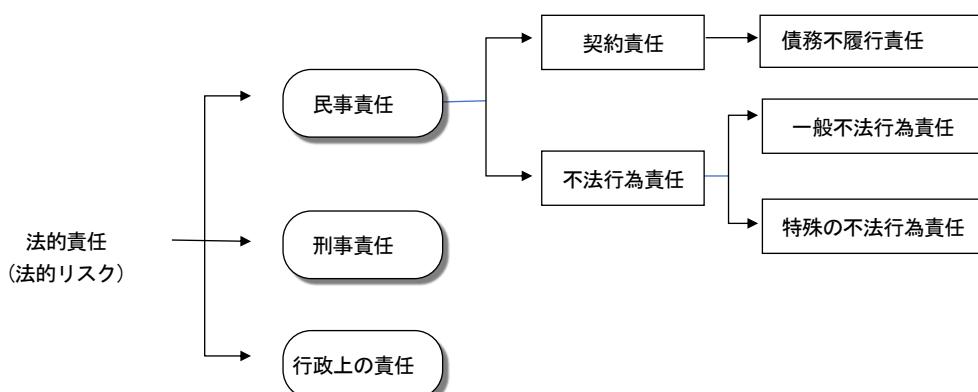
1級の試験では、例えば、「A社は、B社に対して損害賠償請求できるか。」というように、一方当事者が他方当事者に対して、何らかの法的請求の可否を問う問題がよく出題される。

- ① その場合、常に、法的根拠を考えることが必要である。すなわち、「何法の何条に基づいて当該請求ができるのか？」ということを常に考えることが必要である。
- ② そして、法的根拠は一つとは限らない。複数の法的根拠が考えられることもあるので注意する。

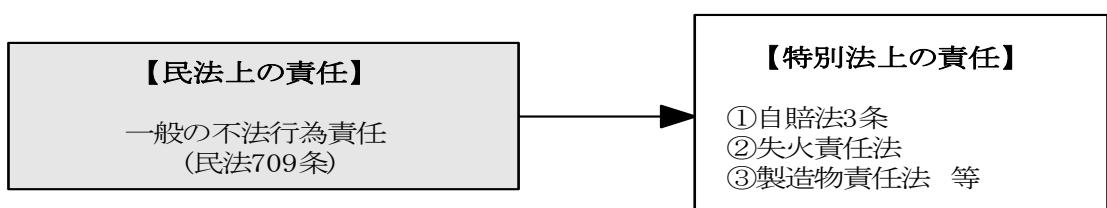
#### 2. 法的責任(法的リスク)について

1級の試験では、例えば、「A社は、いかなる法的責任(法的リスク)を負うか。」というように、法的責任(法的リスク)を問う出題も多い。

その場合、以下のように考える。



- (1) 出題の中心は民事責任である。民事責任については、契約責任と不法行為責任とを分けて考える。また、民法上の責任と特別法上の責任とに分けて整理することも重要である。

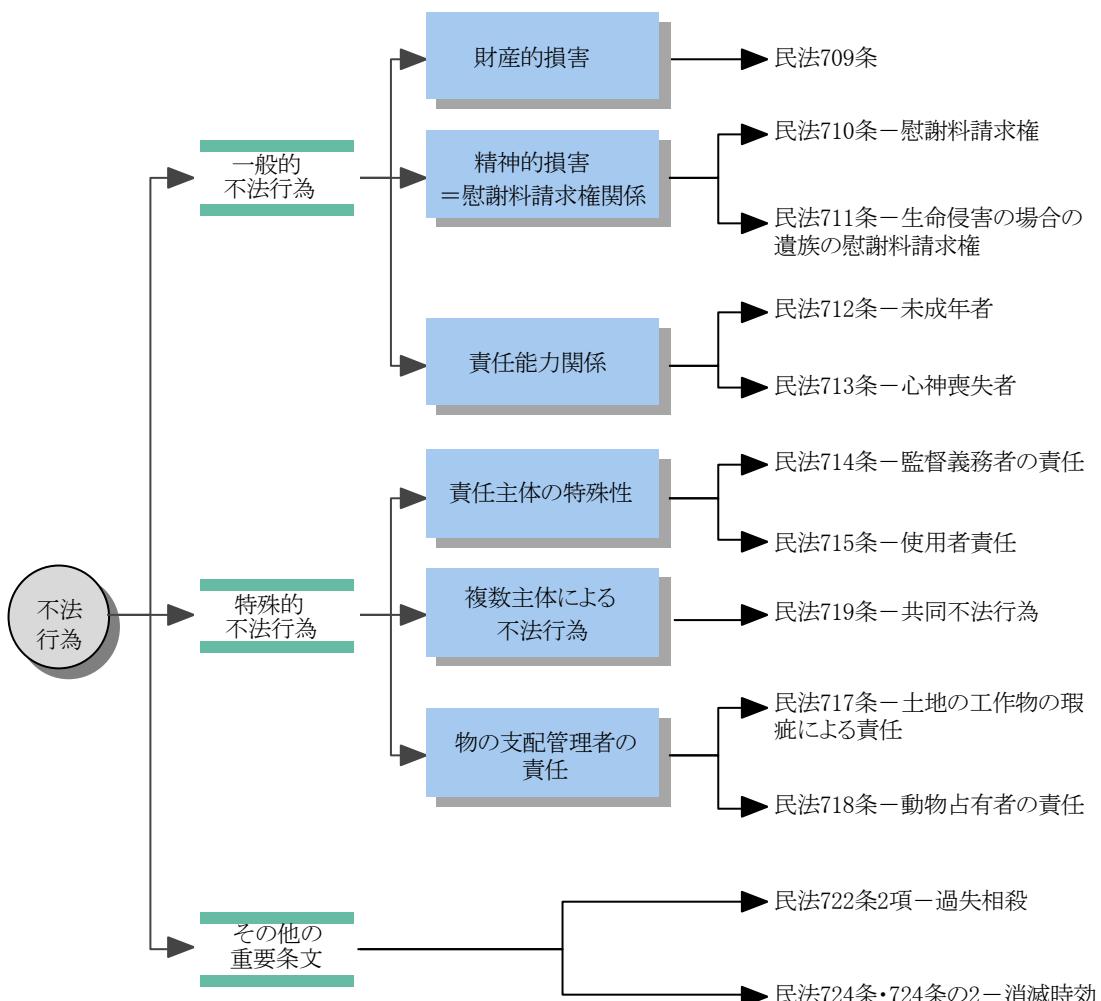


- (2) 刑事責任が問われることは稀だが、3・2級で学習した基本的知識は整理しておくべきである。

## ◇ 不法行為の意義と成立要件

- ・**意義**⇒ 不法行為とは、不法に他人の権利または利益を侵害し、これによって損害を与える利益侵害行為をいう。
- ・**効果**⇒ 不法行為責任が成立する場合には、加害者は被害者の被った損害を賠償する義務を負う（民法709条）。
- ・**趣旨**⇒ 被害者の保護及び**損害の公平な分担**を図ろうとした点にある。

《不法行為の全体構造》



**【一般不法行為責任(民法709条)の要件】**

- ① 被害者に損害が発生していること
- ② 加害行為が加害者の故意または過失に基づくものであること
- ③ 損害と加害行為との間に因果関係があること
- ④ 加害行為が違法(他人の権利または法律上保護される利益を侵害すること)であること
- ⑤ 加害者に責任能力があること

**《実践的テクニック》**

1級の試験では、要件を丁寧に論ずることが求められる問題も出題される。ただ、重要な要件にあてはめたうえで、条文を指摘すれば、最低限の得点は確保できる。

**【例題1の解答例一短文用】**

Aには治療費4万円の損害が発生し、接触事故と損害との間の相当因果関係も認められる。また、Xはよそ見運転をしていたので、過失も認められる。従って、AはXに対して一般不法行為に基づき損害賠償請求できる(民法709条)。

また、本問の自動車事故は人身事故であるので、自賠法の適用がある。Xは当該自動車の所有者であることから、運行供用者に該当し、原則として自賠法上の損害賠償責任を負う(自賠法3条)。

## ◇ 運行供用者責任(自賠法3条)

### 1. 自動車事故の場合の責任

自動車事故があった場合、企業・個人を問わず一般に自動車の所有者は、自賠法(自動車損害賠償保障法)が規定する運行供用者として特別の責任を負担する。

#### 【ポイント】

1. 自動車の所有者であれば、運転しているか否かにかかわらず運行供用者の責任を負う。
2. 自賠法は、人の生命・身体を害した場合(対人事故)のみ適用され、物損は適用対象外である。
3. 「運行」の意義について、通説は自動車の危険性から、駐停車中であっても、それが損害発生の一原因となっている場合には、「運行」に該当するものとしている。

#### Practice

貨物運送業を営むX会社の従業員Aは、同社所有のトラックを運転して荷物の運搬に従事していた。Aは勤務時間中に仮眠をするために、街灯がない道路の路側帯からはみ出る状態で、ハザードランプもつけることなくトラックを駐車した。そこへBが運転する自動車が衝突した(Bには過失がないものとする)。Bは重傷を負い(治療費200万円)、自動車修理代金等の物的損害を被った(損害額300万円)。

設問(1) X社は運行供用者責任を負うか。

設問(2) X社は運行供用者責任を負うとして、自賠法上、その賠償額はいくらか。

#### 【解説】

##### 1. 設問(1)について

「運行」の意義について、通説は自動車の危険性から、駐停車中であっても、それが損害発生の一原因となっている場合には、「運行」に該当するものとしている。

#### ☆重要度B

##### 【解答例-運行供用者責任:駐車中の場合】

X社は運行供用者であり、かつ、駐車中であっても「運行」に該当するので、X社は、免責事由を立証しない限り、運行供用者責任を負う(自賠法3条)。

##### 2. 設問(2)について

自賠法は、人の生命・身体を害した場合(対人事故)のみ適用され、物損は適用対象外である。

#### ☆重要度B

##### 【解答例-運行供用者責任:適用対象】

自賠法は、人の生命・身体を害した場合(対人事故)のみ適用され、物損は適用対象外である。従つて、X社の賠償額は200万円である。

## 2. 自賠法の免責事由

自賠法上運行供用者は、一般の不法行為と比べ責任が加重されている。下記の3要件をすべて証明しなければ損害賠償責任を免れない。

### 【自賠法による免責事由】



- ① 自己及び運転者が自動車の運行に関して注意を怠らなかったこと
- ② 被害者または運転者以外の第三者に故意・過失があったこと
- ③ 自動車の構造上の欠陥または機能上の障害がなかったこと

## 例題 2

### ☆ 重要度A 関連問題—第20回共通問題第1問等

Xは自家用車を運転中、よそ見をしていて、道路付近を通行中のAに接触してしまい、Aは負傷した。以上の事例を前提に以下の設問に答えなさい。

AはXに対して以下の項目について損害賠償を請求している。

- ①治療費40,000円
- ②診断書作成費3,240円
- ③通院のための交通費（タクシ一代）6,000円
- ④休業による収入減30,000円（15,000円／日 × 2日）
- ⑤精神的損害100,000円

Xに法的な賠償責任があることを前提として、Aが請求する各項目（①から⑤まで）の損害が、それぞれ法的にみて正当に請求し得るものであるか否かを検討しなさい。

#### 【ポイント】

損害賠償の範囲を問う問題は本試験でも問われている。その際の論証のポイントは以下のとおりである。

- ① まず、**損害の種類**を論証する。
- ② 次に、**相当因果関係説**を論証する。
- ③ 各損害項目が**相当因果関係の範囲に含まれるか否か**を検討する。
- ④ 相当因果関係の範囲に含まれる場合には、**金額の相当性**について検討する。

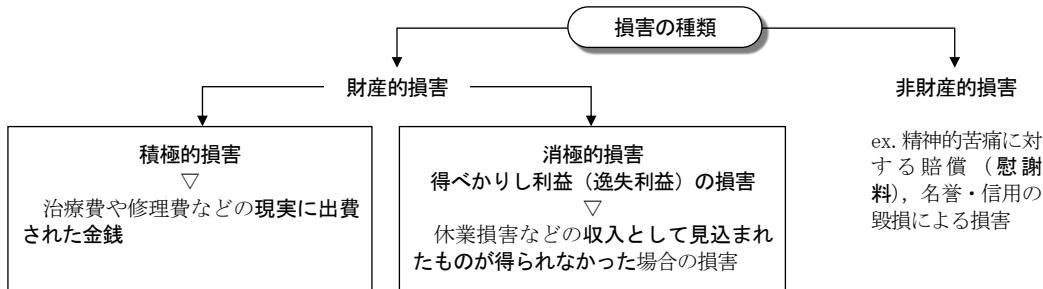
**【解答例】**

1. 一般に損害賠償責任の対象となる損害には、財産的損害と非財産的損害(精神的損害)がある。さらに、財産的損害は、積極的損害(治療費、入院費、交通費等)と消極的損害(休業による収入減等逸失利益)とに分けられる。そして、加害行為と相当因果関係にある損害が賠償すべき対象となる。ここで相当因果関係とは、当該加害行為があったときには、通常そのような損害が生じるであろうという意味での因果関係である。
2. Aによる損害賠償請求項目の法的な当否は、次のように判断される。  
①治療費、②診断書作成費、③通院のための交通費、④休業による収入減については、いずれも相当因果関係があり、正当である。ただし、休業補償における一日当りの単価(15,000円)が妥当か否かなど金額の相当性についての検証が必要である。⑤精神的損害は、相当因果関係があり、正当である。ただし、これについても金額の相当性について検討が必要である。

## 【解説】

### ◇ 損害賠償の範囲

#### 1. 損害の種類



ex. Aは、スマホを操作しながら自転車を運転していたため、前方不注意で歩道を通行中のBに追突し、この事故で、Bは顔面や腰を負傷した。Bはその治療のため2週間入院し、その間仕事を休むこととなり、顔面には大きな傷が残ってしまった。

この場合、Bは、Aに対して、治療費など現実に支出した費用(積極的損害)だけでなく、仕事を休んだことにより得られなかつた収入相当額(消極的損害)や顔面に大きな傷が残ったことによる精神的苦痛に対する損害(慰謝料)についても、損害賠償を請求することができる。

#### 2. 財産的損害の算定

財産的損害には各種のものがあるが、ここでは、①生命侵害・身体障害の場合と②それ以外の場合に分けて説明する。

なお、以下の記述は、債務不履行責任(民法415条)の場合にも、不法行為責任(民法709条)の場合にも、あてはまる。

##### (1) 生命侵害・身体障害の場合

###### (a) 生命侵害の場合(被害者死亡の場合)

死亡による財産的損害はもちろん、死亡に至るまでの治療費、葬式費用等が損害賠償の対象となる。ここに死亡による財産的損害とは、逸失利益(得べかりし利益)の賠償である。

###### (b) 身体の障害(被害者負傷の場合)

身体の障害による損害の具体例は以下のとおりである。

- ①治療費・入院費用・付添費・義足代・通院のための交通費などの実費
- ②治療期間中の休業による得べかりし利益(いわゆる休業損害)
  - ・専業主婦についても休業損害は認められる。
- ③後遺障害で労働力が低下して失った得べかりし利益

## (2) 生命侵害・身体障害以外の財産的損害

所有権の侵害	担保権の侵害	賃借権の侵害	その他の財産的損害
<p>△</p> <p>□ 所有物が滅失した場合 → 滅失時の時価が損害額となる。</p> <p>□ 所有物が損傷した場合 → 修繕費が損害額となる (但し、修繕不能の場合は滅失の場合と同じ)。</p>	<p>△</p> <p>侵害によって債権が担保されなくなった部分が損害額となる。</p>	<p>△</p> <p>賃料相当額が損害額になる。</p>	<p>△</p> <p>①名譽・信用の毀損による収入の減少、②不法行為に基づく間接的な財産損額(自動車修理中の代替交通手段の費用など)などがある。</p>

## 3. 非財産的損害の算定

### (1) 精神的損害の種類

- ① 非財産的損害は、具体的には、精神的損害、名譽・信用の毀損による損害などである。
- ② 精神的損害に対する賠償は慰謝料といわれる。

### (2) 精神的損害の算定

例えば、交通事故の場合、傷害の治療のための通院・入院の期間、後遺障害の程度等に応じて、精神的な苦痛を賠償するための慰謝料も認められる。

これらの慰謝料は、無制限に認められるわけではない。たとえば、交通事故の入通院慰謝料については日弁連基準表(いわゆる赤本)などによる一定の算定基準がある。

### (3) 精神的損害に関する重要判例

慰謝料には、性質上、明確な算定基準はないが、以下の判例が重要である。

- ① 慰謝料請求は、加害の程度、当事者双方の資産・職業・社会的地位等を考慮して算定する。
- ② 慰謝料請求は、精神的苦痛を感じない幼児にも認められる。
- ③ 慰謝料請求は、物損については原則として認められない。
- ④ 慰謝料請求権は、相続の対象となる。
- ⑤ 傷害の場合でも、生命侵害と比肩しうるような精神的苦痛を受けたときには、被害者の近親者は、709条・710条に基づいて損害賠償請求できる。

### (4) 慰謝料請求—賠償額の交渉

一般に、被害者側の主觀的な損害評価額は、加害者側が評価する損害額や、裁判所等の紛争処理機関が認定する損害額に比して、相当程度に大きく、賠償交渉が難航する大きな要因となっている。

## 4. 相当因果関係

- ① 債務不履行による損害賠償の範囲は、債務不履行によって通常生ずべき損害(通常損害)がこれに含まれる。これは、債務不履行と損害との間に相当因果関係が必要ということである。また、特別の事情によって通常生ずべき損害(特別損害)であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときの損害であれば、これに含まれる(民法416条)。
- ② なお、不法行為についても民法416条が類推適用されるので、同様に解すれば良い。